

## 横浜市軽費老人ホームにおける事故発生時の報告取扱い要領

制 定：平成21年3月24日制定 健高施第3389号（局長決裁）

最近改定：令和7年3月31日改正 健高施第4445号（局長決裁）

### 1 報告の根拠

社会福祉法及び老人福祉法に基づく横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）、介護保険法に基づく横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）、横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）による、事故が発生した場合の軽費老人ホームから横浜市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

### 2 事故報告の対象となる事業者及びサービス

- (1) 横浜市内に所在している軽費老人ホーム（以下「施設」という。）が行う入所者に対するサービスの提供により発生した事故
- (2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設が行う入所者に対する介護保険適用サービスの提供により発生した事故
- (3) 横浜市以外の地方自治体から特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームが行う横浜市被保険者に対する(1)及び(2)のサービスの提供により発生した事故

### 3 報告の範囲

施設は、次の(1)から(4)の場合に、横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課（以下「高齢施設課」という。）へ報告を行う。

- (1) 施設内でのサービスの提供（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設については、介護保険適用サービスの提供を含む。）による、入所者のケガ又は死亡事故の発生（骨折、打撲・捻挫・脱臼、切傷・擦過傷、やけど、その他の外傷、異食・誤えん）  
（注1） ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。  
（注2） 事業者側の過失の有無は問わない（入所者の自己過失による事故であっても、注1に該当する場合は報告すること）。  
（注3） 入所者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（急な体調変化で死亡したときやトラブルになる可能性があるとき）は、高齢施設課へ報告すること。  
（注4） 入所者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、施設は速やかに、高齢施設課へ連絡し、報告書を再提出すること。
- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生  
（注1） 食中毒、感染症(以下に定めるもの)、結核について、サービスの提供に関して発生したと認められる場合は報告すること。報告対象の感染症は、感

染症法により1～5類感染症（定点報告対象を除く）及び指定感染症と定められているものとする。これらの感染症については、感染者が1名発生した時点で報告する。

（注2） 注1以外の感染症や、食中毒については保健所に報告したものは報告すること。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

新型コロナウイルス感染症等、別途報告様式がある感染症について、事故報告は不要とする。

新たな感染症が発生した場合に、取扱いについて別途通知が出された場合は、これに従うこと。

(3) 無断外出（離設）者の発生

無断外出後施設に戻らず警察に届け出た場合は、報告すること。

(4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

入所者に対するサービスの提供に影響があるもの（例：入所者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付等）については報告すること。

(5) 誤薬の発生

服薬管理をしている入所者に対して、違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに報告すること。

(6) 管理者が報告の必要があると判断したもの

次に掲げるもののほか、管理者が報告する必要があると判断した場合には所管課へ報告すること。

(ア) 火災事故

(イ) 建物設備の不良等で利用者の健康状態に影響を及ぼす恐れがある場合

#### 4 報告先

各施設は、3で定める事故が発生した場合、6の手順により報告する。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において、特定施設入所者に対する事故が発生し、その入所者の保険者が横浜市以外の市町村である場合、当該市町村にも併せて報告することとする。

#### 5 報告の内容

(1) 事故の発生の報告は事業所ごとに次の事項を横浜市電子申請・届出サービス（以下「電子申請システム」という。）を用いて高齢施設課に報告するものとする。

ア 事業所の概要

イ 利用者の情報

ウ 事故の概要

エ 発生時の対応

オ 発生後の状況

カ 再発防止に向けての取組

キ その他必要な事項

- (2) やむを得ない理由により電子申請システムを利用できない施設にあっては、高齢施設課にあらかじめ承認を得たうえで、高齢施設課の指示する方法により報告することができる。その場合の報告様式は、別添「事故報告書」を原則とする。

## 6 報告の手順

- (1) 事故の発生又は発覚の後、各施設は、速やかに（遅くとも5日以内）第一報として前項第1号のアからエまでなどで判明している項目について、電子申請システムで報告する。

ただし、利用者が死亡した場合、食中毒・感染症が発生した場合、職員の法令違反や、管理者が重大な事故と判断したものについては、電子申請システムを用いて報告を行う前に、電話にて速やかに第一報を行う。第一報の時点で対応が終了している場合は、第一報を送付せずに、本報告として前項第1号のア～キまでの項目について報告する。

- (2) 第一報提出後1か月以内を目途に本報告として前項第1号のオ～キを提出すること。本報告提出後、利用者の容態に変化があり、追加の情報の本報告をする必要がある場合、本報告の再提出を行う。
- (3) 各施設は、入所者及びその家族（以下「入所者等」という。）並びに施設が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、入所者等に対し、事故報告書の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付する。
- (4) 前項第2号により高齢施設課にあらかじめ承認を得た事業者は、その指示された方法により、前各号にしたがって処理するものとする。

## 7 入所者等への説明

施設は、事故発生後、入所者等に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき、事故の発生を高齢施設課に報告すること。
- (2) 横浜市へ報告した事故の内容について個人情報以外の部分を事故の事例として神奈川県に報告される場合があること。
- (3) 横浜市に対して、報告された事故について情報開示請求が出された際に、個人情報以外の内容が開示される場合があること。

## 8 報告に対する高齢施設課の対応

- (1) 高齢施設課は、対応が必要と判断した場合には、施設に対する調査・指導や入所者等に対する事実確認を行う。また、入所者等の権利擁護や苦情・トラブルの未然防止等のため必要な指導を行うものとする。

(例) 「今後の対応は未定」等と報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「入所者がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

- (2) 対応が必要な事由は次のとおりとする。

ア 基準等法令違反が原因になっているおそれがある場合

イ 職員の不適切なサービスの提供等により発生したおそれがある事故（死亡又は生命等に係る重大な事故）の場合

- ウ 反復して事故が発生している状況が見受けられる場合
  - エ 事業者の事故への対応が明らかに不足している場合
  - オ その他、市の対応が必要と判断される場合
- (3) 社会福祉法及び老人福祉法に基づく軽費老人ホームのサービスの提供に関しては、調査・事実確認の結果、上記(2)のアからオの事由に該当する場合は、内容により次の対応を行う。
- ア 不正又は著しい不当な行為等が疑われる事故と判断される場合には、社会福祉法第70条の規定により、必要に応じて立入調査等を実施する。
  - イ 事故内容により必要と判断される場合には、当該事故に係る施設、入所者等の関係者から事情を聴取する。
  - ウ 緊急に各施設へ注意喚起を促すことが必要と判断される場合は、各施設への情報提供を行う。

## 9 その他

施設は、いわゆる「ヒヤリ・ハット」のような3に定めた範囲には該当しない事故のケースであっても、必ず記録にとどめること。

また、施設と高齢施設課における報告書の取扱については、机上の放置や原則事務室外への持ち出しを禁止し、施錠保管を行う等、常に個人情報保護に細心の注意を払うこと。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。